

## 石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金 公募要領

### 1. 事業の目的

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の被災地における子どもの居場所づくり活動を促進するため、当該活動を実施する団体に対して補助金を交付する。

### 2. 補助事業者

補助金の交付対象となる者は、以下の要件をすべて満たす法人又は任意団体とする。

- ・県内に拠点を有すること
- ・被災地で子どもの居場所づくり活動を実施すること

### 3. 補助対象事業

#### (1) 事業の定義

「子どもの居場所づくり活動」とは、被災地（主に七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において行う以下のいずれかの活動をいう。

- ・無料または低額での食事提供を含む子どもの居場所づくり活動
- ・学習の支援を含む子どもの居場所づくり活動
- ・適切な遊びや体験活動の提供を含む子どもの居場所づくり活動
- ・その他上記に類する活動として、知事が適当と認める活動

#### (2) 要件

補助金の交付対象となる事業は、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ・県内外の他のNPO法人等と連携し、子どもの居場所づくり活動を実施すること
- ・被災地に居住する子どもを主たる対象とすること
- ・年4回以上の継続した活動を実施すること
- ・補助対象事業を実施する場所の市町と連携すること
- ・「被災地の子どもの居場所づくり支援ネットワーク会議」で事業内容を共有すること

#### (3) 補助対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ・宗教活動、政治活動を目的としたもの
- ・他の公的機関からの委託事業
- ・その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

#### (4) 対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

### 4. 補助限度額等

#### (1) 補助限度額

50万円を上限とする。

#### (2) 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費のうち知事が認めるもの（他の公的機関の補助金等の対象となっている経費は除く）

#### （４）補助対象外経費

- ・補助事業者の恒常的な運営に係る経費
- ・補助事業者の恒常的職員に係る経費
- ・団体の会議等で提供した食事等に係る経費（研修会や打合せ等での講師等の飲料等を除く）

#### （５）補助金の算定方法

補助金の額は、以下の①～③を比較して最も少ない金額とする。

- ① 補助限度額（50万円）
- ② 補助対象経費の実支出額
- ③ 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

※ 算出された交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 5. 提出書類

補助金の交付を受けようとする者は、以下の書類を提出する必要がある。

- ・様式第1号（交付申請書）
- ・様式1-1（実施計画書）
- ・様式1-2（収支予算）
- ・団体規約又は会則
- ・団体構成員名簿

## 6. 提出方法

必要書類をメールまたは郵送で提出すること。

<提出・問合せ先>石川県健康福祉部少子化対策監室 〒920-8580 金沢市鞍月1-1

TEL：076-225-1422（平日9時～17時）E-mail：e150300@pref.ishikawa.lg.jp

※書類のダウンロードはこちら <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/ibasho/hojokin.html>

## 7. 提出期限

令和8年6月8日（月）17時（郵送の場合は8日必着）

## 8. 採択審査

書類選考による審査の上、予算の範囲内で補助金交付の可否を決定し、結果を申請者に通知する。

※結果は申請者全員に通知する。（6月下旬頃）

## 9. 留意事項

- ・申請にかかる費用は、申請事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- ・本公募要領に定めるもののほか、補助金の交付に関しては「石川県被災地の子どもの居場所づくり活動促進事業補助金交付要綱」に定めるところによる。補助金の交付、変更、中止・廃止、実績報告、補助金の確定等に関する詳細については、当該交付要綱を参照すること。